

広島市告示第511号
令和7年1月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

令和7年1月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別 紙)

区 分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区 名	町 名	
汚水及び 雨水を排除	東区	戸坂惣田二丁目の一部	分流
	安芸区	中野三丁目の一部	
汚水を排除	安佐南区	大町西一丁目及び山本九丁目の各一部	

広島市告示第512号
令和7年1月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 下水の処理を開始する年月日

令和7年1月20日

2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称

別紙のとおり。

(別 紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	戸坂惣田二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐南区	大町西一丁目及び山本九丁目 の各一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター
安芸区	中野三丁目の一部	